

(平成22年4月21日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から40年3月まで

私が20歳になった時、私の国民年金の加入手続を父が行い、国民年金保険料も父が納付していた。当時の領収証は無く、その父も既に他界しているため証明するものは無いが、昨年3月、ねんきん特別便が来て、私の国民年金の記録が昭和39年7月から40年3月まで未納となっていた。

社会保険事務所(当時)に出向き、説明を受けた時、「国民年金の加入手続はしているが、国民年金の保険料は納付していない。」と言われ、後に「国民年金手帳記号番号の払出しが昭和41年7月なので、当時既に納税組合では取り扱いできない期間です。」という文書がきた。

A市役所へ電話で確認したところ、「昭和36年から40年3月までは、国民年金保険料を集める係の人が集金していた。」ということであり、社会保険事務所の回答に疑問があるので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A市では、国民年金保険料を集める係の人が集金していた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和41年7月14日以降であり、当該手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の保険料を納付するには過年度納付によることとなるため、A市の国民年金連絡員及び地区の納付組織では保険料を取り扱うことはできなかったものと考えられる。

また、申立人が国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の兄も申立期間の国民年金保険料は未納となっており、申立人の主張とは符合しない。

さらに、国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したとする申立人の父は既に他界している上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

加えて、申立人及びその亡き父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 青森国民年金 事案 515(事案 278 及び 376 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 7 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 2 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料の納付には直接関与していないが、国民年金保険料や税金等は元妻が納付してくれていた。その元妻も「国民年金保険料の滞納は考えられず、きちんと納付しているはず。」とされており、申立期間の国民年金保険料が納付されていないことに納得できない、という申立内容で、これまで 2 回、第三者委員会に申立てをしたが、いずれも申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないという通知文を受け取った。

しかし、私は、何事も人に言われることが一番嫌いな性格で、もし、国民年金保険料の未納期間があれば、私に言われて元妻が納めているはずであり、長男や長女も知っているはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについて、申立人は、「妹に預金通帳を預け、その通帳から下ろしたお金で申立人の姉が国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、申立人は昭和 55 年 2 月までは婚姻期間中であったことから、その主張に矛盾する点があること、また、申立人が、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 12 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われた。

また、申立人は上記の当委員会の通知を受けた後、国民年金保険料や税金等は、元妻が納付していたと主張し、再申立てを行ったが、その元妻は、「保険料の滞納など考えられず、請求が来たものは、きちんと納めたはず。」と主張しているものの、国民年金保険料の納付時期、納付場所、納付金額等の記憶は無く、具体的な納付状況等が不明であり、当委員会の決定に基づき平成 21 年 6 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人の主張を裏付ける証言者として長女及び長男の名前を挙げ、申し立てている。

しかしながら、申立人の申立期間の国民年金保険料の具体的な納付状況等について、元妻、長女及び長男に聴取したが、「請求が来たものは、きちんと納めたはずである。」、「几帳面な父の性格から、納付していないはずがない。」、「年金を納めに行く母を車に乗せて市役所に行ったことがある。」などと述べているものの、申立人の申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる具体的な証言は得られなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月1日から27年7月30日まで

私は、高校卒業後の昭和25年6月1日から27年7月30日まで、A市にあったB社の帳場に事務員として勤務したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）から同社での厚生年金保険の加入記録が無い旨回答を受けたが、加入記録が無いことは納得できない。当時の上司の名前を挙げるので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてB社に事務員として勤務していたことは、当時の上司の氏名及び申立人の具体的な業務内容に関する記憶から推認することはできる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた当時の上司は、「B社では、船員保険には加入していたが、厚生年金保険に加入していた記憶は無い。事務員は、私も含め誰も厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と証言しているほか、申立期間当時、当該事業所において船員保険に加入していた被保険者の一人は、「自分は、船員保険に加入していたので給与から保険料は控除されていたが、事務員は控除が無いという話を聞いたことがある。」と述べている。

また、事業所記号払出簿により当該事業所は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

さらに、申立人及び当時の上司の証言によれば、事業主及びその妻は既に他界しており、関連資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 2 月 1 日から 29 年 7 月 30 日まで  
② 昭和 29 年 7 月 30 日から 30 年 5 月 1 日まで  
③ 昭和 30 年 5 月 1 日から 34 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の記録照会を行ったところ、申立期間①及び③は空白期間であるとの回答があり、申立期間②についてはA社に在籍していた記録がある旨回答があった。

しかし、申立期間については、B社に在籍していたはずであり、A社という会社は知らないし、仕事をした覚えもない。

申立期間について、B社における厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が昭和 38 年 7 月に共同出資により設立したC社（現在は、D社）において保管されている申立人の経歴書及び複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、B社は、昭和 34 年 3 月 1 日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時に適用事業所であった事実を確認することはできない。

また、複数の元同僚は、「申立人は、申立期間当時はB社にいたはずだ。なぜA社での被保険者記録があるのか分からない。」と証言しているものの、その元同僚たちもB社での被保険者資格の取得年月日は、申立人と同じ昭和 34 年 3 月 1 日となっている上、その元同僚の一人及びB社の事業主については、申立人と同様に申立てと一部重なる期間においてA社での被

保険者記録が確認できる。

さらに、B社は昭和38年7月1日に合併により厚生年金保険の適用事業所では無くなっている上、当時の事業主は既に他界しており、申立期間当時の事務担当者は、「事務処理はすべて事業主が行っていた。私は保険加入については分からない。」と述べていることから、関連資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 37 年 5 月まで (日付不詳)  
申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、加入記録が確認できない旨回答を受けた。

私は、申立期間については、A社において勤務していたはずなので、調査の上、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、申立人の具体的な業務内容に関する記憶から推認することはできる。

しかしながら、当時の事業主及び事務担当者は既に他界しており、申立期間に係る申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について関連資料及び証言を得ることはできない。

また、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見ると、申立人は昭和 34 年 3 月 1 日に資格取得したものの、同年 4 月 1 日に資格喪失し、健康保険証を同年 5 月 6 日に返納していることが確認できる。

さらに、A社は、昭和 34 年 7 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、その後、36 年 12 月 26 日のB社への名称変更後においても厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。